

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	パスロジ株式会社 (Passlogy Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 秀治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1
【電話番号】	(03)5283-2263 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 黛 慎一
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	パスロジ株式会社 https://www.passlogy.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」に記載された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 (中間)	第26期 (中間)	第27期 (中間)	第25期	第26期
会計期間	自2023年7月1日 至2023年12月31日	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	177,195	169,143	155,420	358,502	338,614
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	3,295	△7,115	△47,129	19,029	△22,890
中間 (当期) 純利益 (千円)	16,411	41,460	9,239	62,428	33,554
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	468,887	512,140	481,845	547,197	483,164
総資産額 (千円)	740,494	799,352	773,774	819,379	757,477
1株当たり純資産額 (円)	234.51	256.30	242.11	273.85	242.77
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	8.21	20.75	4.64	31.23	16.81
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	15.00	8.00
自己資本比率 (%)	63.3	64.1	62.3	66.8	63.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	34,678	26,965	4,791	42,518	24,455
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△18,560	△3,705	56,161	24,270	△56,108
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△32,756	△1,383	△20,686	△38,670	△9,246
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末) 残高 (千円)	150,852	217,487	194,976	195,610	154,710
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	37 (0)	35 (14)	34 (20)	36 (6)	35 (15)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマー・インターン) は、期中の平均雇用人員を () 外数で記載しております。

5. 第26期中間会計期間より、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更しており、第25期 (中間)、第25期の関連する主要な経営指標等について遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	34 (20)
---------	---------

(注) 1. 従業員数欄の() 外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー・インターン)であり、当中間会計期間の平均雇用人員を記載しております。

2. 当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日）における国内経済は、不安定な国際情勢の長期化による資源価格の高騰や、円安・ドル高を基調とした為替変動に伴う物価上昇等により、景気の先行きには十分注意すべき状況が続きました。企業の設備投資においては、エネルギー価格の高止まりや物価上昇によるコスト増圧力が継続する中、デジタル化や業務効率化を重視した投資分野の選別が進んでおります。

当社が属するITセキュリティ業界では、生成AIを悪用したフィッシングやマルウェアの拡散等のサイバー攻撃が一段と高度化しており、企業や官公庁における情報漏えいやランサムウェア被害の報告も増加しています。これにより、政府及び企業において、ITセキュリティ対策への投資意欲は引き続き高く、ITセキュリティ製品・サービスへの需要は堅調に推移しております。

このような事業環境下において、当社は、主力製品である法人向け認証セキュリティ製品「PassLogic（パスロジック）」を、「知識・所有物・生体の3要素すべてに対応。マトリックス方式など9種の認証による多彩な多要素認証（注）を提供するソリューション」として、セキュリティレベルの向上を求める企業に提案してまいりました。広告宣伝活動やパートナー企業への販売支援を推進するとともに、新規チャネル開拓や営業施策の見直しを行い、販売網の拡充と顧客基盤の強化に取り組んでおります。

これらの営業及びマーケティング活動により、新規顧客の獲得に加え、既存顧客への追加導入や新規サービス事業者での採用が進みました。一方で、既存顧客による設備更新の見送りやリモートアクセス方式の見直し（DaaS環境の構成変更、VPNの縮小等）、システム更改計画の変更による売上計上の繰り延べ、さらに販売代理店やSIer等で構成される販売チャネルへの製品認知や提案体制整備の遅れが重なり、提案機会の創出や契約更新の進捗に影響を及ぼし、当中間会計期間の売上減少の一因となりました。

また、当中間会計期間においては、販売費及び一般管理費が前年同期と比較して増加しております。この増加は、将来の製品差別化を見据えた新技術の検証・評価や知的資産の整備に起因するものであり、いずれも中長期的な競争力の強化を目的とした先行投資として位置づけております。

その結果、当中間会計期間の売上高は155,420千円（前年同期比8.1%減）、営業損失は53,384千円（前年同期は営業損失16,112千円）、経常損失は47,129千円（前年同期は経常損失7,115千円）となりました。中間純利益は投資有価証券売却益による特別利益59,658千円を計上した結果、9,239千円（前年同期比77.7%減）となりました。

当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（注）「知識」、「所有物」、「生体」の認証要素のうち、複数の認証要素を使って認証する方式です。1要素のみで認証するよりも不正アクセスが起りにくいとされております。

PassLogicが提供可能な多要素認証については、下記ページをご参照ください。

・「PassLogicの多要素認証」 ページURL：<https://passlogic.jp/multi-factor-authentication/>

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して40,265千円増加し、194,976千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は4,791千円（前年同期比22,174千円減）となりました。これは主に、減価償却費の計上32,005千円、税引前中間純利益の計上12,529千円、法人税等の還付額7,328千円、利息及び配当金の受取額7,007千円、未払費用の増加額6,685千円、投資有価証券売却益59,658千円、長期前受収益の減少額8,947千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は56,161千円（前年同期は3,705千円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入131,788千円、有形固定資産の取得による支出34,564千円、無形固定資産の取得による支出27,190千円、投資有価証券の取得による支出13,116千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は20,686千円（前年同期比19,303千円増）となりました。これは、配当金の支払額15,921千円、長期借入金の返済による支出4,765千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
自社製品開発事業 (千円)	155,420	91.9
合計 (千円)	155,420	91.9

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ネットワールド	38,774	22.9	30,696	19.8
ソフトバンク株式会社	27,369	16.2	24,834	16.0
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	17,664	10.4	—	—
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	16,968	10.0	—	—

2. 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社及びディーアイエスサービス&ソリューション株式会社の当中間会計期間の販売実績の総販売実績に対する割合については、100分の10未満のため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を2018年1月16日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定することを決議し、2018年1月23日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ)前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を

行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当中間会計期間における研究開発費は2,729千円であります。

なお、当社は自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は238,377千円で、前事業年度末に比べ30,503千円増加しております。現金及び預金の増加23,597千円、預け金の増加16,668千円、売掛金の減少4,745千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は535,396千円で、前事業年度末に比べ14,206千円減少しております。投資有価証券の減少50,707千円、ソフトウェア仮勘定の減少22,542千円、建設仮勘定の増加42,557千円、ソフトウェアの増加18,812千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は194,363千円で、前事業年度末に比べ30,130千円増加しております。未払金の増加13,095千円、未払費用の増加7,262千円、未払法人税等の増加3,817千円、前受収益の増加3,857千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は97,565千円で、前事業年度末に比べ12,515千円減少しております。長期前受収益の減少8,947千円、長期借入金の減少4,765千円、繰延税金負債の増加1,197千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は481,845千円で、前事業年度末に比べ1,319千円減少しております。繰越利益剰余金の減少6,682千円、その他有価証券評価差額金の増加5,363千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間における売上高は155,420千円（前年同期比8.1%減）となりました。これは、主力製品である「PassLogic（パスロジック）」において、新規顧客の獲得や新規サービス事業者への導入が進み、受注額の増加に貢献した一方で、既存顧客の契約ID数削減による受注額の減少が発生したことが主な要因であります。

(売上総利益)

当中間会計期間における売上総利益は85,116千円（前年同期比17.5%減）となりました。これは、売上高が減少したこと、並びに売上原価が増加したことが要因であります。

(販売費及び一般管理費)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、138,501千円（前年同期比16.1%増）となりました。これは、将来の製品差別化を見据えた新技術の検証・評価や知的資産の整備といった先行投資を実施したことが主な要因であります。

(営業損失)

当中間会計期間における営業損失は53,384千円（前年同期は営業損失16,112千円）となりました。これは、売上高の減少に加え、売上原価及び販売費及び一般管理費が増加したことが主な要因であります。

(経常損失)

当中間会計期間における経常損失は47,129千円（前年同期は経常損失7,115千円）となりました。経常損失が増加した主な要因は、前述の営業損失の主な要因と同様であります。

(中間純利益)

投資有価証券売却益等を計上したことにより、税引前中間純利益は12,529千円（前年同期比79.7%減）となり、当中間会計期間における中間純利益は9,239千円（前年同期比77.7%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

なお、茨城県鹿嶋市の鹿島神宮隣接地に建設を計画していた従業員の福利厚生等の施設につきましては、竣工予定時期を2026年3月に変更しております。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	—	2,000,000	—	100,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
小川 秀治	東京都千代田区	1,321,800	66.42
小川 美樹子	東京都千代田区	200,000	10.05
小川 遥香	東京都千代田区	180,000	9.04
小川 穂波	東京都千代田区	180,000	9.04
石井 裕一郎	東京都渋谷区	43,000	2.16
橋詰 寿美子	埼玉県ふじみ野市	18,000	0.90
光野 元彦	東京都東大和市	8,400	0.42
小室 秀夫	東京都品川区	8,000	0.40
千田 徹	東京都葛飾区	6,400	0.32
吉田 恵子	東京都港区	6,400	0.32
松本 久美子	東京都渋谷区	6,400	0.32
計	—	1,978,400	99.40

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 9,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,990,200	19,902	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	19,902	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） パスロジ株式会社	東京都千代田区神田神保町 一丁目6番地1	9,800	—	9,800	0.49
計	—	9,800	—	9,800	0.49

2 【株価の推移】

【当中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

2. 2025年7月、8月、9月、10月、11月及び12月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間財務諸表について、Mooreみらい監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	82,587	106,184
売掛金	30,341	25,596
前払費用	13,482	12,898
預け金	72,129	88,798
その他	9,334	4,900
流動資産合計	207,874	238,377
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,266	9,266
減価償却累計額	△3,114	△3,504
建物（純額）	6,152	5,762
構築物	815	815
減価償却累計額	△195	△222
構築物（純額）	619	592
工具、器具及び備品	643	643
減価償却累計額	△281	△371
工具、器具及び備品（純額）	361	271
土地	22,471	22,471
建設仮勘定	53,291	95,848
有形固定資産合計	82,897	124,946
無形固定資産		
ソフトウェア	79,309	98,122
ソフトウェア仮勘定	41,392	18,850
無形固定資産合計	120,702	116,973
投資その他の資産		
投資有価証券	332,099	281,392
差入保証金	12,396	10,995
長期前払費用	1,507	1,090
投資その他の資産合計	346,003	293,477
固定資産合計	549,602	535,396
資産合計	757,477	773,774

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	11,436	11,436
未払金	25,016	38,112
未払費用	17,177	24,439
未払法人税等	145	3,962
未払消費税等	4,577	4,026
前受収益	73,554	77,411
その他	32,325	34,975
流動負債合計	164,232	194,363
固定負債		
長期借入金	58,081	53,316
繰延税金負債	20,123	21,320
長期前受収益	31,876	22,928
固定負債合計	110,080	97,565
負債合計	274,312	291,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	311,344	304,661
利益剰余金合計	336,344	329,661
自己株式	△1,627	△1,627
株主資本合計	434,716	428,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	48,448	53,811
評価・換算差額等合計	48,448	53,811
純資産合計	483,164	481,845
負債純資産合計	757,477	773,774

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	169,143	155,420
売上原価	65,935	70,304
売上総利益	103,207	85,116
販売費及び一般管理費	※ 119,319	※ 138,501
営業損失(△)	△16,112	△53,384
営業外収益		
受取利息	12	42
受取配当金	9,830	6,965
その他	88	99
営業外収益合計	9,930	7,106
営業外費用		
支払利息	715	764
支払保証料	193	86
その他	25	—
営業外費用合計	933	850
経常損失(△)	△7,115	△47,129
特別利益		
投資有価証券売却益	68,926	59,658
特別利益合計	68,926	59,658
税引前中間純利益	61,810	12,529
法人税、住民税及び事業税	16,179	5,035
法人税等調整額	4,171	△1,745
法人税等合計	20,350	3,290
中間純利益	41,460	9,239

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	25,000	307,762	332,762	△435	432,327	114,870	114,870	547,197
当中間期変動額									
剰余金の配当			△29,973	△29,973		△29,973			△29,973
中間純利益			41,460	41,460		41,460			41,460
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							△46,544	△46,544	△46,544
当中間期変動額合計	—	—	11,487	11,487	—	11,487	△46,544	△46,544	△35,057
当中間期末残高	100,000	25,000	319,249	344,249	△435	443,814	68,326	68,326	512,140

当中間会計期間（自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	25,000	311,344	336,344	△1,627	434,716	48,448	48,448	483,164
当中間期変動額									
剰余金の配当			△15,921	△15,921		△15,921			△15,921
中間純利益			9,239	9,239		9,239			9,239
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							5,363	5,363	5,363
当中間期変動額合計	—	—	△6,682	△6,682	—	△6,682	5,363	5,363	△1,319
当中間期末残高	100,000	25,000	304,661	329,661	△1,627	428,034	53,811	53,811	481,845

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	61,810	12,529
減価償却費	30,116	32,005
受取利息及び受取配当金	△9,842	△7,007
支払利息	715	764
投資有価証券売却損益 (△は益)	△68,926	△59,658
売上債権の増減額 (△は増加)	9,831	4,745
未払金の増減額 (△は減少)	△9,044	5,103
未払費用の増減額 (△は減少)	△6,638	6,685
未払消費税等の増減額 (△は減少)	697	△551
前受収益の増減額 (△は減少)	4,280	3,857
長期前受収益の増減額 (△は減少)	11,267	△8,947
その他	5,340	2,854
小計	29,609	△7,620
利息及び配当金の受取額	9,836	7,007
利息の支払額	△725	△705
法人税等の支払額	△11,755	△1,218
法人税等の還付額	—	7,328
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,965	4,791
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付金の回収による収入	500	—
有形固定資産の取得による支出	△10,435	△34,564
無形固定資産の取得による支出	△32,756	△27,190
投資有価証券の取得による支出	△61,634	△13,116
投資有価証券の売却による収入	100,621	131,788
敷金・保証金の差入による支出	—	△755
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,705	56,161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	80,000	—
長期借入金の返済による支出	△51,410	△4,765
配当金の支払額	△29,973	△15,921
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,383	△20,686
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	21,876	40,265
現金及び現金同等物の期首残高	195,610	154,710
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 217,487	※ 194,976

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 6～15年

 構築物 15年

 工具器具備品 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 ソフトウェア（自社利用） 5年

 ソフトウェア（市場販売目的） 3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当中間会計期間においては、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

PassLogicのパッケージソフトウェア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が引き渡し時等に充足されるので、「一時点で認識する収益」としてしています。

また、PassLogicの利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客との契約に基づくサービス提供期間にしたがって履行義務が充足されるので、「一定期間にわたって認識する収益」としてしています。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	45,324千円	52,167千円
旅費交通費	2,598 "	4,767 "
研究開発費	—	2,729 "
賃借料	8,714 "	10,770 "
特許関連費用	4,319 "	9,734 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	1,800	—	—	1,800

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	29,973	15.00	2024年6月30日	2024年9月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	9,800	—	—	9,800

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月29日 定時株主総会	普通株式	15,921	8.00	2025年6月30日	2025年9月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	92,357千円	106,184千円
預け金	125,129千円	88,792千円
現金及び現金同等物	217,487千円	194,976千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	332,099	332,099	—
差入保証金	12,396	12,187	△209
資産計	344,495	344,286	△209
長期借入金	58,081	57,596	△484
負債計	58,081	57,596	△484

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「1年内返済予定の長期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2025年12月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	281,392	281,392	—
差入保証金	10,995	10,633	△361
資産計	292,387	292,025	△361
長期借入金	53,316	52,130	△1,185
負債計	53,316	52,130	△1,185

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「1年内返済予定の長期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	332,099	—	—	332,099
資産計	332,099	—	—	332,099

当中間会計期間（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	281,392	—	—	281,392
資産計	281,392	—	—	281,392

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	12,187	—	12,187
資産計	—	12,187	—	12,187
長期借入金	—	57,596	—	57,596
負債計	—	57,596	—	57,596

当中間会計期間（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	10,633	—	10,633
資産計	—	10,633	—	10,633
長期借入金	—	52,130	—	52,130
負債計	—	52,130	—	52,130

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前事業年度 (2025年 6 月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	332,099	257,067	75,031
小計	332,099	257,067	75,031
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	332,099	257,067	75,031

当中間会計期間 (2025年12月31日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	281,392	198,053	83,338
小計	281,392	198,053	83,338
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	281,392	198,053	83,338

(収益認識関係)

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日)
一定期間にわたって認識する収益	159,242	141,568
一時点で認識する収益	9,900	13,852
顧客との契約から生じる収益合計	169,143	155,420
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	169,143	155,420

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワールド	38,774
ソフトバンク株式会社	27,369
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	17,664
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	16,968

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワールド	30,696
ソフトバンク株式会社	24,834

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
1株当たり純資産額	242円77銭	242円11銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益	20円75銭	4円64銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	41,460	9,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	41,460	9,239
普通株式の期中平均株式数(株)	1,998,200	1,990,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

当社は、資金運用関連規程に基づき、保有資産の有効活用及び経営資源の最適化を図るため、投資有価証券の一部を売却いたしました。これにより、2026年6月期第3四半期会計期間に投資有価証券売却益(特別利益)を計上いたします。投資有価証券売却の内容は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 売却株式 | 当社が保有する上場有価証券2銘柄 |
| ② 売却時期 | 2026年3月 |
| ③ 投資有価証券売却益 | 130,906千円 |

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月24日

パスロジ株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士 馬 渕 貴 弘
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 宇田川 和 彦
業務執行社員	

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパスロジ株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パスロジ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上